

これからの介護福祉を考える

～生活療養課2階の現状から～

介護老人保健施設 池田苑

発表者：玉城 良弘

【はじめに】

近年の高齢化や療養病床削減の動きが進む中、当苑においても介護・医療の重度化は著名である。ショートステイ3床を含む全100床の平均介護度からみても、平成17年8月では3.66であり3年後の20年8月では3.95となっている。生活療養課2階でみると平成20年8月現在では、4.35と重度化が進んでいる。このような状況下で、日々ケアに取り組む介護福祉士へ求められるスキルや知識も変化が生じている現状がある。今回は、昨今の当苑の在宅復帰を目指す中間施設の役割や、経管栄養対象者の受け入れ、または、ターミナルケアの実践など多岐にわたる現状を振り返り、これからの介護福祉士を考える機会としたい。

【事例紹介】

事例1. 多職種協同での在宅復帰支援

U・S氏 女性 95歳

事例2. 経口摂取から経管栄養への移行

Y・K氏 女性 78歳

事例3. ターミナルケアの実施

M・S氏 女性 97歳

【考察】

現在の当苑では、既存の在宅復帰施設のみならず、多岐にわたる機能を担っている。これらのケアには医師をはじめとする看護、介護、リハ等チームの連携でケアを提供している。入所者個々のレベルが違いうように、目標にも入所者

個人によっては違いがある。在宅復帰を目指す方には、リハビリを中心としたアプローチが必要となるのだが、同様に医療ニーズに関しても個々に応じた対応が求められる。近年では、最後のステージを当苑で迎えるケース（終末期ケア）も増え始めてきている。このようなケースにも介護福祉士は看護職協同で携わっている。今後は更に重度化が進んでくることが必至であるため、よりいっそうの多職種連携の強化が急がれる。また、看護・介護の連携強化や人員などの整備はもちろんだが、スタッフの知識・スキルアップも切り離せない。「これまで医療行為とされてきたものの中で、一定の条件のもとで介護職が行うことが認められた行為」が厚労省より通知され、職場においても介護福祉士としての仕事の幅が広がってくることを実感させられる。

「ターミナルや経管栄養対象者などが少数だった時代はもうひと昔前」の話ということを日々感じる現状が当苑にはある。このような現状を踏まえながら、介護福祉士として個々を高めるよう努め、これからどのような入所者でも安心してける施設を作っていきたいと考える。